

兵庫教育大学学校教育学部数理・データサイエンス・A I 教育プログラム専門部会内規

〔令和4年4月14日〕
教務委員会

(設置)

第1条 兵庫教育大学学校教育学部教務委員会規程(平成23年規程第2号)第8条の規定に基づき、兵庫教育大学学校教育学部教務委員会(以下「教務委員会」という。)に、兵庫教育大学学校教育学部「数理・データサイエンス・A I 教育プログラム」専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

(構成)

第2条 専門部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教務委員会委員長(以下「委員長」という。)
- (2) 「A I・データサイエンス基礎」授業担当教員
- (3) 「教育データサイエンス」授業担当教員
- (4) その他委員長が指名する者

2 前項第4号の委員の任期は、指名に際し、委員長が別に定める。

3 前項の規定による委員は、再任されることができる。

(部会長)

第3条 専門部会に部会長を置き、前条第1項第1号の委員長をもって充てる。

2 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

(所掌事項)

第4条 専門部会は、「兵庫教育大学数理・データサイエンス・A I 教育プログラム」の授業科目、「A I・データサイエンス基礎」、「教育データサイエンス」の企画・立案及び実施に必要な事項の策定を行う。

2 専門部会は、「数理・データサイエンス・A I 教育プログラム認定制度」に定められた当該教育プログラムの自己点検・評価を実施し、その結果を公表する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 専門部会は、必要があると認めるときは、専門部会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 専門部会に関する事務は、教育研究支援部学務課が処理する。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この内規は、令和4年4月14日に施行し、令和4年4月1日から適用する。